2つの産廃焼却処理施設で

設置許可取消なる！

弁護士　稲垣　仁史

施設周辺住民の方々とともに施設の設置反対運動に関わった愛知県と岐阜県の2つの産業廃棄物焼却処分施設について、昨年、いずれも県が一旦なした施設設置許可の判断を見直して設置許可を取り消したことによって、施設の設置や稼働に至らずに済む結果となりました。2つのケースについて紹介します。

1 松河戸の産廃施設のケース

計画の概要と反対運動の経緯

平成13年5月、パチンコ店経営等を主な事業内容としている名古屋市のある事業者から、愛知県春日井市松河戸町を計画地とする廃プラスチック等の産業廃棄物焼却処分場の設置許可申請が愛知県に提出されました。設置計画はその後の縦覧手続きによって初めて周辺住民の知るところとなり、計画地が春日井市および名古屋市の市街地に近いこともあって環境悪化や健康被害を懸念する住民が少なくありませんでした。専門家からも施設用地が狭く無理のある計画であることや焼却炉の方式に構造的な問題があることなどが指摘されていました。そこで、春日井市、名古屋市守山区、名古屋市北区の住民がそれぞれ会を結成して反対運動を進めてきました。ところが、平成16年4月に愛知県が施設設置を許可したために、この段階で住民側の弁護団が結成され、それ以来、裁判手続と住民運動の両輪で反対運動が展開されてきました（このあたりの経緯は、本紙2005年1月号に田原弁護士が報告記事を書いています）。

裁判手続きと県の設置許可取消の経緯

弁護団は設置許可の出てしまった施設の建設を何とか食い止めるために、健康被害を受けるおそれを理由とする「建設禁止の仮処分」申請を裁判所に申し立てました。しかしながら、地裁でも高裁でも、裁判所は住民の不安に一定の理解を示しつつも、「建設禁止の仮処分」は認められませんでした。その後、弁護団は直ちに建設差止めを求める訴訟を提起しましたが、建設禁止の仮処分を裁判所が認めなかったことから業者は施設建設に着工し、裁判を進めている間に施設が完成してしまいました（請求は操業差止めに変更）。その後も業者は着々と稼働の準備を進め、施設の試運転が開始されました。ところが、この試運転で業者は事故や維持管理基準違反を度々生じさせ、結局、本格稼働前に県から2度の改善命令を受け、4回に亘って試運転が実施されるという異例の事態となっていました。このような中で進められた訴訟でしたが、4回目の試運転前までの事情に基づく平成21年10月の地裁判決は、「健康被害の蓋然性が証明されたとはいえない」として住民側の請求を認めませんでした。しかし、4回目の試運転においても改善命令の出されていた項目で基準値超過があり、これを受けて愛知県は、平成22年2月、ついに施設の設置許可を取り消す処分を下しました。そして、平成22年8月、業者が取消処分の効力を争う行政訴訟を断念したために設置許可の取消処分が確定しました。

2 中津川の産廃施設のケース

計画の概要と反対運動

岐阜県中津川市の福岡地区において、もともと自動車解体や古タイヤの処分業をしていた事業者が、平成18年頃、廃プラスチックなど産業廃棄物の焼却施設の設置を計画し、県との事前協議を経て平成21年3月に施設設置許可を申請し、同年11月に県から設置許可が出されました。平成22年2月頃になって初めて周辺住民が具体的な計画を知るに至り、経緯を調べたところ、①周辺環境に関する岐阜県から中津川市への照会に、市が十分な調査をしないまま「地下水利用なし」と誤った回答をしていたことや、②事業者が住民に対してごまかした説明で町内会長から「承諾書」を取り付け、県には住民の同意があるかのように報告していたらしいことがわかり、施設設置に対する周辺住民の反対運動が起こりました。

反対運動に対する市・県の対応

平成22年3月、住民からの要請を受けて急きょ弁護団が結成され、設置許可処分取消の行政訴訟を提起する準備が進められました。そのような中で、中津川市は、独自に環境影響や住民同意手続きの経過等を再調査してその何れにおいても問題があるとの判断に至り、県に対して業者への設置許可を取り消すよう要請しました。このような市から県への要請は異例のことですが、産廃施設の設置許可はあくまで県知事の所管事項であり、この時点では岐阜県は慎重な姿勢を示していました。

ところが、平成22年5月末、弁護団が県知事を相手取った行政訴訟の提訴予定日としていた日の前日に、岐阜県は突如、業者に対する産廃施設設置許可処分の取消方針を発表し、実際に7月末に県知事が設置許可を取り消すに至りました。一旦なした産廃施設設置許可処分を、その後1年も経たないうちに県知事自らが取り消すのは極めて異例なことですが、業者の許可申請手続き不正があったと認定した上での英断でした。

3 結束した住民の根気強い運動の成果

松河戸の例では住民の方々が足かけ10年にも亘る粘り強い運動を展開してきました。中津川の例は期間は短くとも住民の方々が短時間のうちに極めて濃密な運動を展開してきました。何れのケースにおいても、住民の方々が、いたずらに行政を敵対視せず、希望を捨てずに理と熱意を持って一致団結して粘り強く運動した結果が行政の英断を促したものだと思います。これらの運動に関わり、理を持って諦めずに事に当たる大切さを実感しました。